

条例改正の主な経過

昭和61年12月4日	「新宿区公文書公開条例」を公布	
昭和62年4月1日	「新宿区公文書公開条例」を施行	
平成12年4月	条例全体の見直し作業に入る。	【注1参照】
平成12年5月	「新宿区公文書公開制度見直し検討委員会」を庁内組織として設置	
平成12年7月	「公文書公開制度の今後のあり方について」をまとめる。	【注2参照】
平成12年7月	公文書公開制度の見直しについて、「新宿区公文書公開・個人情報保護審議会」へ諮問	
平成12年11月	「新宿区公文書公開・個人情報保護審議会」から答申	
平成13年2月	平成13年第1回区議会定例会へ条例改正案提出	
平成13年3月23日	条例改正案可決・「新宿区情報公開条例」公布	
平成13年10月1日	「新宿区情報公開条例」施行	
平成15年4月1日	新宿区情報公開条例の一部改正 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び日本郵政公社法施行法の施行による行政機関の保有する情報公開に関する法律の改正にあわせた規定整備。	
平成16年4月1日	新宿区情報公開条例の一部改正 地方独立行政法人法、地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う規定整備	
平成17年4月1日	新宿区情報公開条例の一部改正 新宿区個人情報保護条例の全部改正に伴う一部改正。（主な改正点は以下のとおり） 決定期間の延長規定の改正 指定管理者の情報公開責務規定の新設	
平成18年6月19日	新宿区情報公開条例の一部改正（救済手続の規定整備） 同一の者が同一の不服申立てを行った場合に、審査会への諮問義務を解除する。	
平成19年10月1日	新宿区情報公開条例の一部改正 郵政民営化に伴い、非開示情報について規定整備をする。	
平成25年7月1日	新宿区情報公開条例の一部改正 公文書公開請求権者の範囲を「区民等」から「何人も」へと拡大する。	
平成28年4月1日	行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行う。 （諮問する審査会等） 公文書公開決定等に係る審査請求については、従来どおり「新宿区情報公開・個人情報保護審査会」に諮問することとし、新設「新宿区行政不服審査会」への諮問手続（審理員の指名）は行わないこととする。	

【注1】：以下の3点の理由により平成12年に見直し作業に入りました。

地方分権の進展に伴い、地方自治体の自己決定権が拡大されることから、以前にも増して、区政の諸活動を区民に説明する責務を全うし、行政の公正の確保と透明性の向上を図ることが求められ、区政に関する情報の公開を一層進める必要があること。

対象情報や非公開条項等のあり方、情報化の進展に対応した情報公開など、現行条例制定後の社会情勢の変化や運用実績を踏まえ、制度を見直す必要があること。

国の情報公開法では、地方自治体としても法の趣旨に沿った情報公開施策の実施に努める責務が規定されていることから、現行条例の見直しが必要であること。

【注2】：以下の7項目の点に留意して見直し作業を行いました。

情報公開法の趣旨との整合性の確保
情報化の進展への対応
原則公開の徹底と非公開情報の明確化
プライバシーへの配慮
公務員に対する社会的関心への対応
経験的事例に即した制度の見直し
情報提供の積極的推進
新宿区公文書公開・個人情報保護審査会条例を視野に入れた見直し